株主メモ

便

年 事 業 度 時 株 主 総 会 議決権の基準日 株主名簿管理人

特別口座の口座管理機関

物

送

付 先 毎年4月1日から翌年3月31日まで 毎年6月

毎年3月31日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話照会先) 電話 0120-782-031(フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社 の全国各支店で行なっております。

公 方 法

電子公告

当社は公告を下記ホームページに掲載 しております。

http://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をするこ とができない場合は、日本経済新聞に 掲載して行ないます。

住所変更、単元未満株式の買取のお申出先につきましては、株主様の口座のある証券会社にお申出 ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主様は、特別口座の口座 管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式の買取 請求制度のご案内

当社株式の証券市場での取引は1,000株 単位となっており、1.000株未満の単元未満 株式は、市場で売却することができない、株 主総会における議決権がない等の一定の 制限がございます。

単元未満株式をご所有の株主様は、当社 に対して、単元未満株式の買い取りをご請 求できます。当社株式を証券会社等の一 般口座でご所有の場合はお取引の証券会 社等に、特別口座でご所有の場合は三井 住友信託銀行株式会社(0000120-782-031)にお問い合わせください。

単元未満株式の買取請求制度って?

単元未満株式をご所有の株主様が、単元 未満株式の売却をご希望の場合に、当社 が市場価格で買い取らせていただく制度 です。

当社ホームページについて

その他 IR情報もホームページに掲載しております。 是非ご参照ください。

当社ホームページ

http://www.fdk.co.jp/

当社IR情報

http://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html



当社ホームページ



当社IR情報



